

議案第 1 1 8 号

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 2 年小松島市条例第 3 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年小松島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「第25条」を「第26条」に改める。

第1条及び第3条中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。